

平成 27 年度第 8 回 関東地方整備局事業評価監視委員会 議事録

報告事項

■滝沢ダム建設事業（補足説明）

（上記について、事務局から資料 1 により前回委員会の補足説明）

○家田委員長

ありがとうございました。前回の復習を若干させてもらおうと、こういうものについては、ダムの管理フォローアップ委員会という別途の委員会があって、そちらで検討して、この評価監視委員会には、報告事項というふうなのが正式なルールなのですが、管理のフォローアップ委員会のほうは、主として河川工学であるとか、川の専門の人たちに細かいところを見てもらうというのが主たる任務であって、この事業監視委員会は、もっとずっと幅の広い専門家に入ってもらっていますので、広い立場から、この事業がどんなものなのかというのをチェックするのであるというような趣旨から幾つか御質問したところ、そのときには十分にお答えできなかったもので、追加の説明をしていただいたということでございます。

それでは、いかがでしょうか。ただいまの説明について、さらに御質問、御意見がございましたら、お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

○家田委員長

それでは、報告事項ですので、以上ということにさせていただきます。また御質問等ありましたら、この後でもいいし、また別の機会でもいいので、どうぞ御遠慮なく事務局にお申し付けいただきたいと思います。

■地質調査の今後の取り組みについて

（上記について、事務局から資料 2 により説明）

○家田委員長

ありがとうございます。これは大変に前向きな取り組みでありまして、今までは、「何か値段が上がっちゃうんだよね」と、「何か地盤悪いし」とか言って、それで上げてきたんですけども、二度とそういうことがとまではなかなか言いにくいんですけども、少なくともそういうところに対する善処をしなきゃいけないので、若松先生からも御指導いただいて、地形学や地質学、地盤工学の専門家たちの知見を大いに生かすというのが、この（３）番である。それから、事前調査というのが、本体工事のところでの工学的な工夫が随分されてきた割には、事前調査のところはもう一つだよねということで、それが（２）だし、（１）は今お話があったとおりでありまして、次のページ以降に、関西では何かもう前からやり始めているらしくて、京都大学か何か音頭としてやり始めたらしいんですけども、民間も含めて、地盤の条件が共有の資産になっているらしくて、情けないじゃないかと。関東では何でできないんだということで、御検討いただいて、それに組み込んでみようじゃないかという局長の強い御意見だと聞いていますので、きっと関東でもできるのではないかと期待しているところでございます。

若松先生、これについて何かちょっと、全般的に御意見をいただきたいと思うんですけども。

○若松委員

ぜひとも、こういうシステムの構築を推進していただきたいと思っています。

○家田委員長

ありがとうございます。それでは、今後も若松先生にぜひ御指導いただきながら、いいものをつくって、行く行くは地盤による値上げというのが余り起こらないように努力しようじゃないですかね。ありがとうございました。

何かほかに御質問とかございますか。よろしいですか。

〔「なし」という声あり〕

■費用対効果算出時の前回評価との比較について

（上記について、事務局から資料３により説明）

○家田委員長

大野先生、今の御説明、ちょっと解説や、あるいはコメントをお願いしたいと思いますが。

○大野委員

現在価値化の意味をわかりやすく説明していただいた図でございまして、非常にいいと思います。これからもこれをつけていただけるということですので、御理解いただくのに大変助けになると思います。どうぞよろしく申し上げます。

○家田委員長

ありがとうございます。これは、何も変わっていなくても、評価の軸の位置を変えるだけで全然変わっちゃうという。特に一番金を使うあたりのところの手前か前かで全然違っちゃうので、何ていうんだろう、ルールに従って評価しつつも、参考値として、何か一定の時期の値も出しておくとか、いろんな工夫をすると、要らぬ誤解を生まないで済むかもしれないですね。実際は何もというか、余り変わってもいないんだけど、形式上、数字がとんでもなく踊っちゃうという、そういうところも考えていただきたいと思います。

特に、さっきもお話あったように、河川事業は、だから何というつもりはないんですが、 B/C の値が非常に大きい数字が出がちなので、そういうものほど分子分の分母というところがきくじゃないですか。だから、ちょっと気をつけなきゃいけないかもしれないですね。ぜひ、こんなふうにするとうまくわっちゃうので、「あれっ」と思ったら、こういうグラフをつけるというような癖をつけるといいかもしれませんね。

よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

○家田委員長

ありがとうございました。それでは、報告事項は以上3件でございました。

■重点審議案件 再評価対応方針（原案）の審議

・利根川・江戸川直轄河川改修事業（江戸川高規格堤防整備事業（篠崎公園地区））

（上記について、事務局から資料5-2-①により説明）

○家田委員長

御苦労さまでした。それでは、本件について審議していただきたいと思います。御意見のある方、御質問のある方、一通り言っていただいて、それでまとめてお答えいただくようにしましょう。いかがでしょうか。

○鈴木委員

スーパー堤防については、その重要性はよく理解しているつもりなんですけれども、今回の篠崎公園については、大規模救出・救助活動拠点という位置づけがもう一方であるということで、資料の3ページ目には、通常の高規格堤防の断面の図があるんですけれども、例えば今回のような大規模救出・救助活動拠点ですか、こういったところであるとすると、堤防から市街地に向かって緩やかにのりが漸減していくよりは、何か高台がたくさんあったほうが、役割というか、機能がアップするのではないかというふうには思うんですけども、この点、どういうふうに考えているのかということをお質問したいと思います。

○家田委員長

ありがとうございます。どうぞ、ほかの方も御発言いただきたいと思います。

○堤委員

コスト削減のところを教えてくださいたいと思います。コスト削減の14ページですけれども、大変な額が削減されて、とても望ましいと思いました。いろんなところでこういう方法がとられ、応用が可能かということが一つと、それから、期間がかなりかかるんでしょうか。この二点を教えてくださいたいと思いました。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかはどうですか。

○若松委員

5ページの図で素朴な質問ですが、赤で囲われた高規格堤防整備事業の範囲が、南側部分がセットバックして複雑な形になっているのは、何か理由があるのでしょうか。もう少し単純な矩形にしたらいいのではないかと思います。土地の取得のいろいろ都合もございましょうが。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。

○清水委員

2点あります。一つは、江戸川の高規格堤防事業は、利根川・江戸川直轄河川改修事業の一環として行っているもので、その中から、スーパー堤防を切り出して評価しています。1ページ目をみると、全体としての直轄河川改修事業はB/Cが18.7という数字が出ていて、今回、スーパーだけ切り出してきたら、1.5という、極めてB/Cが低い評価になっている。全体として評価しているのと、切り出してきて評価するところで、この辺のB/Cの大きな違いというのですか、その辺を教えてくださいたいと思います。

それと、もう一つは、先ほど質問が出た6ページで、土地区画整理事業内でいろいろな難しさがある中で、赤の形でスーパー堤防の範囲が決まっているように読み取ったわけですが、こうやって複雑にとると、必ずしも420メートルの範囲で30Hを確保していないということになると思うのですが、その辺は考慮されてB/Cの評価をしているのか、その辺をよろしくお願いします。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかには。

○蟹澤委員

私は建築屋ですので、3ページに断面がありまして、私、この高規格堤防自体はとていいものだと思うんですけども、この下のところに「高規格堤防特別区域に指定し、通常の土地利用が行えるよう」というのがあるんですけども、通常の土地利用というのがどういうものなのか。今回の公園とかというのはわかりやすいんですが、例えばこの絵にある

ような、もともとが密集市街地だった場合に、その辺の権利関係とか、そういうところがどういふふうに整理されるのかというところについて教えていただきたいと思います。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは、僕からもちょっと加えるんだけど、何人かの方がおっしゃったことと似ているというか、関係している話なんですけど、5ページの写真で見てもらうのがいいんだけど、この写真の両側がみんないずれスーパー堤防になったらいいものねという、そういうことですよ。だけど、まだ全然なっていないものねと。最初にやるのは、この篠崎公園の隣をやるからと、そういうことでしょう。何でここなんだと。そういう質問。

つまり、ここまで説明されているのは、みんな家がいっぱいくっついている絵だから、斜面のところ、それで、安全になるし、いいねということなんだけど、これは公園だから、ずばり、一部は住宅だけどほとんど公園でしょう。ということは、公園を高くするということですよ。ということは、高い公園をつくるということであって、それはそこに逃げるという避難所をつくるのか、避難所はこの高さでいいのかとか。だけど、避難のハザードマップのところは、この近所の人は、みんな江戸川の左岸まで逃げるということになっているよね。だから、こんな避難計画と篠崎公園の端っこを高くするということと、どういう関係になっているのかという、何かそもそものこのプロジェクトの本来的意義というのが、何か、要はもうちょっと説明いただきたいのと、多々ある、いろんなやるべきところがある中で、この一番森みたいなところをいじくり回すというのが、楽といえば楽なんだろうけど、やる価値があるのかという意味からすると、これが最初というのが、もう一つよくわからないんだけど、教えてください。よろしいですか。

それでは、ここまでお願いします。

○事務局

まず最初に、先生からいただいた篠崎公園のところも、3ページのように、市街地側に向かってなだらかになっていくのかどうかというお話かと思いますが、こちらについては、東京都の篠崎公園の地区については、高台化するという計画がございまして、この市街地側のほうは、全部篠崎公園の土地になりますので、篠崎公園のところはなだらかに下がらずに、フラットで、大体、堤防の高さよりちょっと低いぐらいですけども、ずっ

と市街地側に同じ高さで持っていくという形になります。これはこちらの高規格堤防整備事業と東京都の公園事業とで、共同事業という形でアロケして、公園のほうへ盛るといような形で整備していくという計画になってございます。

それから2点目、14ページのコスト縮減の関係でございますが、こちらについては、高規格堤防の単独事業でございまして、家屋を一度全部地区外に移転していただいて、それから盛ることになりますので、そういう補償費とか、街路事業の關係のボックスをつくったりとか、その辺が河川事業のほうで単独で負担する形になりますけれども、共同事業であれば、移転費用については土地区画整理事業とか、それから、カルバートの街路事業とかで、アロケというか、費用分担できることになるので、河川事業としては、30億円ほどの減が図られるということで記載させていただいております。

3点目が鍵形、5ページのところの赤のところの区域ですね、高規格堤防整備事業範囲という形で、下流側のほうが少し引っ込んでいますと、鍵形になっているんじゃないかということでございますが、こちらのほうにつきましては、次のページの黄色の四角のちょっと下に白い四角がありまして、少しコメントを書いてございますが、ここの地区については、浅間神社がございまして、土地区画整理事業の範囲には入っているんですけども、土地区画整理事業の中で移転する計画はないと。全く建物を移転するような計画はないということなので、なかなかちょっと盛り土はできないということで、調整はしたんですけども、そこは盛り土ができないということで、ここは除外して高規格堤防整備をするという形になってございます。将来的には、何らかの形で盛り土をできるようなことができればいいかなというふうに考えているところでございます。

それからB/Cの關係、1ページ目に、利根川・江戸川直下改修事業で、B/Cで18.7というのが今回1.5になっているのはどういうことなのかということでございますが、9ページのほうに書いてございますように、今回、生起確率が非常に低いということで、1/200以上のところで確率を掛ける形になりますものですから、相当低くなってしまいう傾向があると。河川改修事業のほうは、1/30とか1/50とか、その辺ぐらいから確率が変わってくるということが影響しているのではないかというふうに思っております。

それと、6ページで、先ほどおっしゃられました30Hが全部確保できていないのではないかとございまして、先ほど鍵型のところで御説明させていただいたとおり、できるだけ盛り土をしたいということございましたけれども、移転しないということでございますので、ここのところはやむを得ず範囲から外させていただいているということ

でございます。

それと3ページ目で、通常の土地利用は何かという御質問だったと思いますけども、ちょっと説明を省きましたが、堤防自体は、上の図のほうの通常堤防という形になりますと、河川事業者のほうで全部土地を買収させていただいて盛り土をします。ですから、そこはもう全部家とか何とかの利用は基本的にしないようにするという形にしています。公園や道路のような、建物が建たないような形の利用はあるんですけども、今回、高規格堤防という事業につきましては、もともと堤防から市街地側の薄い茶色のところにつきまして、基本的に土地を買収しないで、民間の方の土地の権利者をそのままにして、盛り土だけさせていただくという形になってございます。ですから、盛り土をさせていただいて、盛り土した形で地権者の方に土地を返させていただいて、あとは地権者の方が御自由にとっちはあれですけども、建物等を建てるような形で御利用いただくという形にしています。ですから、建物も建てるし、いわゆる一般的な土地利用はできると。ただ、堤防が削られるといけませんので、そこについては、杭をつくる時に穴を掘ったりしますが、それは埋め戻していただくとか、そういう規制はかかりますけども、基本的には、一般的な土地利用はできるということで、通常の土地利用ができるというふうに書かせていただいているというところでございます。

それと、最後に委員長のほうから、この公園事業のところを何で早くやるんだというふうなお話があったと思いますけども、高規格堤防整備事業については、まちづくり事業と一緒に、あわせてやるというようなスキームになってございまして、地元自治体などのそういうまちづくり事業が起きないと、スーパー堤防事業としてはなかなか実施できないという形になってございます。今回は区画整理事業というまちづくり事業と、公園事業で篠崎公園も高台の防災拠点にするという計画がありましたので、あわせて実施させていただきます。この機会を逃すと、まだずっと高規格堤防の整備ができなくなるということもございまして、そういう機会を捉えて高規格堤防の事業を進めているというのが実態でございまして、公園については、そういうような事業が起きたということで、あわせて一緒にやらせていただくというふうに考えているところでございます。

○家田委員長

以上ですね。今お答えいただいたのですが、いかがでしょうか。重点審議案件ですので、何回でもしつこく聞いていただいて構いませんので、お願いします。いかがでしょうか。

○楓委員

素朴な質問ですけど、3ページのイラストでは、下側に地下鉄が通っているように見えますが、高規格堤防の計画の中で、その中に地下鉄が通るということは実際に想定されるのでしょうか。または実際にあるのでしょうか。教えてください。

○事務局

これはイメージ図で描いてございますので、いわゆる電線の共同溝とか、そういうボックスが入る可能性は、当然、通常の土地利用という意味も含めて、あるということでございます。関東では、こういう地下鉄が入ったりというのはありませんが、今回、街路事業でやるように、道路がこういうボックスカルバートといいますけど、地中に入るトンネルのように一緒にやるということは、想定範囲内に入っているということでございます。

○家田委員長

ほかに何かいかがですか。しつこいようだけど、5ページの写真を見ると、右下に何か黒丸がついているじゃないですか、右下に。だけど、この写真の中には、どこがもうやったとか、どこが事業中だとかというのが全然見えないんだよね。そうでしょう。だから、見えるようにして、例えば江戸川の右岸でも、この篠崎公園の上流側だって、こんなぐちゃぐちゃのところでやるべきだけど、現地がなかなかそこまで準備が整っていないので、それで篠崎公園のところだけ先にやらせてくださいねという話なのか、それとも一番やるべきところなんて、全然、地元はやる気も何もなくて、それで一番楽そうなところだけちょっとやってやるかという、それだけの話なのかで、随分、このプロジェクトの見え方が違って来るよね。その辺はどうなんですか。

つまり、さっきの説明だと、地元の準備が整っているからやるんだという話だったけど、地元の準備が整っているのは必要条件であって、地元がやりたいと言ったら、どこでもやっていいというものじゃないんだよね。そうでしょう。

○事務局

はい。

○家田委員長

つまり、これをやって何の意味があるかといったら、公園が高くなるというのが主たる目的でしょう、これ。

○事務局

公園も大きくなりますし、そのところの堤防は強化されます。

○家田委員長

いや、それはわかっているけど、堤防が高くなるって、堤防の上に乗っているのは公園でしょう。

○事務局

公園と、あと宅地もということで、区画整理事業があります。

○家田委員長

ほとんどが公園なのに、公園を高くして、どういう意味があるの。

○事務局

ですから、河川事業としては、堤防を強化して、そのところは堤防が強化されるということと、また、地元から強い要望があるというだけではありません。

○家田委員長

いやいや、それは超過洪水について効果が出てくるのは、この高規格堤防上のものが主たる受益対象になるわけでしょう。違いますか。堤防上のものが。だけど、その堤防上には、ほとんど公園の木しかないといったら、どうするの。

○事務局

いや、堤防上というよりも、堤防が壊れることによって、1ページ目とか、流域で御説明しましたように、全体が浸水してしまうので、その全体のエリアが受益になるものです。

○家田委員長

だから、ちょっと説明が悪いんだよね。5ページの絵で、左側のところに青とか赤で線描いているのは、高くするんでしょう。そこからずると水が出てくるわけだよな。何を助けるというの、それで。だって、篠崎公園のほうは、ずっと公園でしょう。そのちょっと南側のところに何か学校みたいの見えるし、プールも見えるしというんだけど、一体、どこが助かるんだかがわからないの。

○事務局

超過洪水というか、計画を上回る洪水が起きたときに、この赤のところですよ。通常のものですと堤防が決壊しますので。

○家田委員長

それは赤のところだけなの、これ。

○事務局

いや、そうすると、ここからずっと、氾濫洪水がずっと下流側に、全域に氾濫してしまつて、非常に被害が出るということになりますので、それを防ぐために、高規格堤防という形で、順次整備をしていくというような形で考えているところでございます。

○家田委員長

決壊しないから、甚大な被害にならないけど、水は行くんでしょう。

○事務局

堤防の氾濫するボリュームが全然違ってくるということでございます。

○家田委員長

でも、ほかのところからあふれてくるでしょう。高規格堤防はできていないのだから、上も何も。

○事務局

ですから、全体としては、延長がですね、全部整備するということは必要なんですけども。

○家田委員長

その見通しは何も書かれていない。あなたの説明自身が、地元はここしかやりたくないと言っている。

○事務局

いや、ここしかやりたくないというのではなく、ここでまちづくりが整ったので、ここでやらせていただきたいという御説明をさせていただきました。

○家田委員長

いや、だからプランを言ってほしいのよ、もっと。何年くらいでこれが全部できて、そうすれば、ここの赤いところをやることの意義がこう出てくるんですよ。そっちの見通しなんて何もないくせに、これをやると超過洪水対策が、この下流部についてこんなに行きますなんて言われたって、「本当かよ」と言うしかないじゃないですか。

○事務局

いや、ここにつきましては、すみませんが、いつまでにできるということを明確に言えるような状況ではないということでございます。

○家田委員長

300年後ぐらいですか。

○事務局

いや、高規格堤防事業としては、順次、まちづくりなどにあわせて、整備できるところを整備していくというスキームの中で進めさせていただいているところです。あわせて、ここを整備できるところは整備していくというスキームの中で進めさせていただいています。

○家田委員長

そうするとね、ここで生じている超過洪水対策で出てくる便益というのは、それが全部でき上がって、いつになるか知らないけど、全部でき上がったときの便益ですね。普通の堤防ならば堤防の敷地だけでいいんだから、お金かけてやっていけばそれなりに進むけども、後ろで区画整理があるなんていうものは、そう簡単に全体に進むとは思えない。そのところはどうか考えているのですか。

○事務局

そのところは、今のスキームはそうなっているので何ともお答えしようがないという状況です。

○事務局

補足いたします。先ほど4ページ目のところで、事業仕分けのときの、その後の考え方を御説明させていただきましたが、4ページ目のところの真ん中ぐらいに、平成23年12月ということで、まさに事業仕分けのときもいろいろ、さまざまな議論がございまして、その一つとして、やはりいつまでかかるんだという委員長の御指摘のような御意見もございました。その結果として、いろいろと政府の中でも議論をした結果、平成23年12月になりますが、当時は約873km、全体としては500堤防整備をやる予定にしておりましたが、その中で地域を限定した上で120km、大体7分の1ぐらいの延長の中で、さらに先ほど申したような三つの条件があるところを優先してということで整理をさせていただいている状況でして、さらにもっと優先的、もう少し計画を持ってということになると、今の段階ではそこまでは、計画としては持っていないという状況になっているというのが今の実情になります。

○家田委員長

そんな説明じゃだめでしょう。これね、普通の人だって主張可能な格好でやってるんだから、将来展望なんて何にも持ってないんだけど、とりあえずここやろうと言ってるからやらせてくださいなんていうんで済むわけじゃないじゃないですか、説明として。営々とこのところ、ずっと赤いところやっていくつもりですと、我々は根性入れてやりますと、地

元とも頑張っているところだと。だけど、とりあえずこのところが合意ができたからやらせてくださいといったらわかるけど、いつまで何の検討もつかないなんて言ってる、そんなことで、例えば、どこからどこまでリニア新幹線をつくろうと言ってる。だけど、この1mだけ引けるというから、そこだけ合意とれたからやりましょうなんていうので、ほかは何m、500kmぐらいのうちの499kmは一切検討もつかないというときにやるかと、そうじゃないでしょう。全体の見通しもいい、そして、準備がここは整っている、だからここからやりましょうというのだったら納得できるけど、あなたの説明は全然、見通しも何にもつかないというような話でしょう。

○大野委員

御議論の最中、すみません。この将来の見通しについての質問ですが、この公園はずっと公園なのかということをお伺いしたく思います。こういう高規格堤防の計画は、本来、まちづくりの観点から言うと、民家が張りつく前にちゃんと整備をしておいて、そこに住宅計画とか、いろんな計画を進めていくというのが基本だと思います。ただ、そういう制度ができる前に民家が集中してしまったところですので、どこまで遡ったらいいのか、戦災復興なのか、関東大震災後の復興なのか、あるいはもっと前の江戸時代なのか、よくわかりませんが、今さらそんな話はやらないので、これから着実にやっていきたいという方針はわかります。そのときに、既に張りついている民家の権利関係が難しく、先ほど御質問がありましたが、一般的な土地区画整理事業でもなかなか進まないというお話をよく伺います。そういったときに、こういう場所でどうやって高規格堤防を進めていくかと考えたならば、空いた土地を用意しておいて、そこを整備してそこに移転してもらい、転出して空いた土地を整備してそこに移転してもらうということを順番に繰り返すことが現実的にあり得るのかなと思います。そんなとき、この篠崎公園がちょうどよいオープンスペースのような気がします。ですから、最初に篠崎公園を高規格堤防化して、そこから上流のほうに行くのか下流のほうに行くのかはよくわかりませんが、徐々にそういう計画を進められたらよいなと思いました。そこで、この公園はずっと公園なんだろうという質問です。

○事務局

この公園は都市公園として位置づけられていまして、東京都が基本的にはずっと公園

として、高台化して使うという形で予定されています。先生がおっしゃったように、一つ、種地というか移転するための土地を確保して順々にやっていくという方法も今後は考えられると思いますが、今のところそこまではいってない状況でございまして、今後またいろいろ検討させていただければというふうに思います。

○家田委員長

はい。どうも御担当だと一番根本のところには十分お答え切れてない面もあると思うので、部長からお願いします。

○事務局

全体でどうなのかというふうなお話もありましたし、それから、種地として活用できないのかという話もありましたが、今、この都立篠崎公園の位置づけがどうなっているのかというのを、13 ページの共同事業予定者としての見解というところがございます。その東京都の御説明の中に、3行目ですけれども、都立篠崎公園は「東京都地域防災計画」において、災害時の避難場所や大規模救出救助活動拠点として位置づけられていると、これは説明でもあったとおりでございますけれども、整備計画では、震災時のみならず、水害時にも対応できるよう、公園に隣接する市街地とのつながりを考慮して、広場の高台化を避難動線の確保を図る方針としているということでございます。ですので、ここができたからやるのかというふうな御質問もありましたけれども、確かにそういう見方もできることはできるんですけれども、都市計画と一体となって河川事業を進めるときの一つの、我々としては好ましい事例だと考えております。ここは所長の説明にもありましたように、全体が低平地の中にありまして、逃げるところがないからよその地域に逃げなければいけないという計画になっているところもありますので、一部でもこういう高いところができることは、その地域の中で安全なところをふやす、そういう意味においても価値があるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○家田委員長

それなら、この便益とか効果というところで、主たる目的は、篠崎公園を高台化して、避難所として、避難公園として効果的に機能を発揮するようにするんですと。ついでながら全部できたときには、いつになるかわからないけれども、全部できたときには下流側の

洪水軽減効果もあるものねって、そういうことですね。それなら素直に目的がわかる。この公園を高くすることが目的なんだって言うのだから。だから、何かやはり、便益みたいなものの計算のときに何か、普通の人が見たときに欺瞞に満ちてるなと思わないような、やっぱり努力はしてもらわないと。それから答えも、何かに決まっているからこうですよみたいなことではなくて、心にしみ入るような説明をしていただかないと、当委員会としては合点だというわけにはいかないんでね、そのところはぜひ心して御説明いただきたいと思いますね。よろしいでしょうか。

○事務局

9ページをごらんいただきますと、左上にありますように、スーパー堤防、高規格堤防になると、ここは決壊しないということになります。先ほど赤い線でありました120km区間につきましては、我々としてはこの区間はやりたいというふうに考えております。その一歩目といたしますか、最初の段階として、今回は篠崎公園地区ということで、将来的にはその赤い区間全部やるという意味はございます。また、左下にございますけども、全て高規格堤防にするには、現段階では見通しは立っておりませんが、点で整備することによってその地点が切れなくなる、破堤しなくなることによる安全度は確実に上がりますし、また、その地点は避難場所などとしても使えるということをございますので、費用対効果分析におきましては全部の延長に対して今回整備する、今回、例えば420mになりますけども、その延長按分といたしますでしょうか、そういう評価をさせていただいております。ですので、右上にありますように、計画高水位相当流量以上の洪水に対して高規格堤防ができますと被害が確実に減りますので、我々としては、時間はかかっても120区間は全部やるということで進めていきたいと。それが河川事業としての意味だというふうに考えております。

○家田委員長

そういうことを言ってもらわないとね。

○清水委員

今の御説明で納得するのですがけれども、高規格堤防を評価するときに、やはり地元としては逃げる場所がないところを何とかして確保する。これが、江戸川区の一番の要望なん

ですね。ただ、この本省も含めて関東地整もそうだけれども、スーパー堤防を一連の区間につくったことによって評価しようとするから、こういうふうなB/Cになると。だけど、それはB/Cの一つの便法であって、堤防として評価する限りはそうなんだけど、実態としては堤防としての一連の区間を守るのではなくて、当面どこでもいいから逃げる場所を確保してほしいというのが江戸川区の、あるいは東京都の位置づけであるわけですから、今、家田先生が言われたように、実のある説明としては、やはり広域に高台避難をできるところが欲しい所だと思います。一連の区間をもってという論理でどうしても評価しなきゃいけないという、その差をしっかりとつけて御説明いただいたほうが、実になる説明だと思います。家田先生のおっしゃるとおりだなと思いました。

○家田委員長

はい、どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○楓委員

浅間神社が移転せず、かつ高台にもならないということで、区域から外されているとの説明でしたが、神社の意向はそれなりに理解できますが、今後この部分だけが高台化できなかった場合のリスク、それから、今後事業を様々な箇所を進めていく中では、神社だからとか、お寺だからとかといって例外になっていく、その前例になるというリスクもあると思うのですが、そのあたりをもう少し説明をしてください。

○事務局

私どもとしては、もちろん高規格堤防として盛り土をするという形で実施したいんですけども、実はその今の浅間神社のところは、移転はしないということなので、その土地区画整理事業と共同事業化にあたっては、そのところがかなり調整はしたんですけども、やはり盛土は難しいということです。それが調整できないと、この全体の土地区画整理事業とか、ほかに街路事業がありますので、足並みがそろわなくなって盛り土ができないという懸念はございます。おっしゃるように、そういうところができるということは懸念材料になるんじゃないかというお話ですけども、それよりは全体の事業のタイミングにあわせて、できるときに一緒にやったほうがいいたろうと考えました。今後、浅間神社の盛土についてはどういう時期にどういうふうにするかというのはまだ何も言えないんで

すけれども、後々、盛り土していくというような形をとったほうがいいのではないかと
いうことで、今回こういう形で事業をさせていただくことにしました。

○楓委員

ここだけが残ってしまった場合、実際の高規格堤防の機能としてなり得るのかという
ところを教えていただきたいのですが。

○事務局

高規格堤防の機能としては、ここの区域のところ盛り土ができてないので、ここのと
ころはやはり一部不完全な形になるということでございます。ですから、そこは将来的に
は何か機会を得て必要な高さまで盛り土をしていくということで対応していかなければい
けないと思っていますけども、現時点ではそこまでの調整がつかずに、ここは盛り土をし
ないということで調整をしたということでございます。

○家田委員長

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今の事業ですが、幾つかの議論が出たところについてよく整理しておい
ただいてと思います。今後の対応方針、原案では継続ということになるんですけども、
いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○家田委員長

ありがとうございます。それでは、方針はそういうことにして、今日出た意見をよくま
とめておいてください。やはり途中で大野先生おっしゃったけれど、僕はスーパー堤防を、
やはり甚大な災害を考えるときちんと推進して行ってほしいと思うんだけど、ここま
での、鬼怒川のときもそうだったけれど、何年かかたって少しも整備率が上がらないとい
うようなので、もう仕方がないものねと言ってるような河川行政では、いつまでも仕方が
ないものねが続くわけであって、さっき大野先生が言ったような手法も含めて、どうい
ふうにしたらもっと素早く進むのかということも勉強課題として考えてもらわないと。今

回も継続ですからいいようなものだけれど、新規に考えていくときも、常にやはり批判の対象になりますよ。さっき費用対効果の話や、あるいは地盤、地質調査の今後の取り組みもありましたので、次回とは言わないけれど、いずれこういうものをもっと円滑に進めるためには、関東の河川部隊としては一体どういう知恵を出そうとしているのかというのをまとめて、それで皆さんにお知恵を拝借するようなことをやっただけですか。やはりスーパー堤防は関東と関西、近畿でやるのでしょうか。そうすると、主として考えるべきことは、ここと大阪の人ですよ。ぜひお願いします。

それでは、どうもありがとうございました。

■一般審議案件 再評価対応方針（原案）の審議

・霞ヶ浦導水事業

（上記について、事務局から資料5-3-①により説明）

・沖ノ鳥島における活動拠点整備事業

（上記について、事務局から資料6-2-①により説明）

○家田委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、審議いただきます。ちなみに、沖ノ鳥島につきましては、今御説明ありましたように、事故が起こったという状況以外は何も変わってないんですけども、この委員会の職務は、この事業がどのぐらい効果があるかなというようなたぐいのことのみならず、安全・円滑に進めるのを監視するという職務もありますので、そういう面から、この再開しつつあるんだけど、それが安全性十分に気にしてやってくれてるのよねというところに重点を置いて、それで御説明いただいた次第でございます。

はい、それではまず霞ヶ浦について御質問、御意見ありましたらお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。

○横木委員

ちょっと確認をさせてください。16 ページの工程表を見ますと、今回評価以降の計画というか工程が全て1年か2年延長ではなく、シフトしている、それで最終の完成予定が

平成 33 年度から平成 35 年度に変化したというふうには受け取ったんです。完成予定が延びた理由としては、河川整備計画の改定であるとか、そういうことがあったので、ちょっとこの事業そのものがペンディングになっていたということで、それ以外の条件は全く変わってないというふうには考えてよろしいでしょうか。確認です。

○家田委員長

ほかにいかがですか。

○清水委員

7 ページを見ていただいて、霞導水は利根川、那珂川のきれいな水を霞ヶ浦に入れて浄化しようという、希釈の役割はこの資料を見てよくわかるのですが、逆に利根川下流、那珂川の下流に霞ヶ浦の水を補給するときに、やはり懸念されるのは、汚れた水をこの下流に流すこと。この辺の説明がこの中には見当たらないのですが、負の効果というんですか、水質の悪化するような懸念材料についての御検討等はされているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○家田委員長

ほかにいかがですか。

○堤委員

16 ページについて、先ほど横木先生がずれてるということをおっしゃっていましたが、細かい点ですが、注 2 に「実際の工程は短縮される可能性があります」という、この可能性とはどのような場合かの説明をあわせてしていただければありがたいと思います。それから、24 ページですが、ここの説明は十分なかったと思います。24 ページの①の「事業を巡る」のところの三つ目の丸ですが、2 行目で「潮見運転や振替取水が発生しており」という表現はわかりにくく思います。潮見運転のしくみ、振替取水の発生状況がこの資料表現ではちょっとイメージしにくかったです。私たちは視察をさせていただいたのでイメージはわきましたが、資料表現になるとこの辺は、文章で読んでてもちょっとわかりにくいところでした。このようなどころのもう少し具体的に説明をしていただきたいと思います。資料表現が、もう少しわかりやすいとありがたいです。感想としては、とても

10 ページのところなどは具体的でわかりやすく説明をされているのですが、今、申し上げたようなところあたり、資料の後ろのほうに来るとわかりにくかったという感じです。わかりにくい表現のところについて教えていただければと思います。以上です。

○池邊委員

すみません。水質浄化についてお伺いしたいと思います。霞ヶ浦の水質浄化はもうずっとの話なんですけれども、先ほどの清水先生の7ページの件も含めてなんですけれども、今のところ目標を全然達成できていないとか、桜川についても難しいという話だけなんですけれども、そうすると、これは事業が完成しないと効果が出ないという話だとすると、ちょっとそれは違うと思いますし、各県にももっと協力を求めていく話なんだと思いますけれども、その辺の状況については、なぜ水質が浄化されないのかどうかというあたりについて御説明をお願いいたします。

○家田委員長

はい、ありがとうございます。ほかはよろしいですか。それでは、ここまででお願いしましょう。

○事務局

私のほうから、先ほど清水委員のほうからありました、霞ヶ浦の水を導水することによる懸念材料の対応について説明させていただきます。生態系の変化等を心配される声もございます。ということで、霞ヶ浦から那珂川等に逆送という形で導水するときには、ろ過施設を介して、水質を改善した水を那珂川等に水を持っていくというような対応をとっているところでございます。まだ計画の段階ですが、さらに浄化施設等について検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○事務局

すみません、私のほうから、事業工期の関係、横木先生からいただいた関係ですけれども、昨年度、ダム検証を行った際には、河川整備計画の手続がどの程度かかるかというのが、きちっと1年でできます、2年でできますと確実に決められるものでないということですから、それは見込まずに工期を設定しておりました。今回、その関連する三つの河

川整備計画が策定に至りましたので、29年度から石岡トンネルの工事を始めるという前提で35年度に変更するということでさせていただきたいというものでございます。それ以外につきましては、先ほど説明の中で、単価の見直し等はさせていただいたということは御説明させていただきましたけれども、トータルの事業計画としては変えずに、工期だけを延ばすということで考えているものでございます。

○事務局

それから、もう一つ御質問がありました浄化について、ほかの県等の計画の状況ですが、6ページをごらんいただきたいと思います。6ページの黄色い枠囲みの下に、湖沼水質保全特別措置法に基づく霞ヶ浦が指定を受けていて、3県、それから国土交通省も入ってございますけれども、湖沼水質保全計画というのを立ててございます。この中で計画としましては、県の行う計画、農業用水の排水、それから下水処理とか、こういったものもいろいろ入ってございまして、そのうちの一つとして、本事業、霞ヶ浦導水事業も含まれていると、そういうことで全体の計画を立てているという形になってございます。

それから、あわせて8ページのほうにも、これは千波湖、それから千波湖に流入します桜川という川の桜川清流ルネッサンスⅡというふうに書いてございますけれども、こういう計画を同じくつくってございまして、これで各者が水質浄化をするということにしております。効果は当面、桜川までが、先ほどのトンネルの断面図を見ていただきますと、おおむねほとんど、14ページでございますけれども、トンネル・立坑等が出来ている状況でございまして、今後事業を進めて、まず桜川に浄化用水を流して、効果を早く上げたいというふうに考えております。以上です。

○家田委員長

御質問は全部お答えされたのかな。御質問された方々、いかがでしょうか。よろしいですか。

○事務局

すみません、もう一つ、潮見運転という質問がございましたけれども、那珂川側の取水口が河口から18.5kmさかのぼった位置にございます。その付近から今回水を取る計画にしております、利根川のほうに導水をする計画でございます。那珂川は、干潮の影響で

19.5km ぐらいまで潮が上るということですので、そういったときには、農業用水と、それから工業用水等が取水できません。ここもできない場合はほかの施設へ振り替えると、そういうことでございます。以上です。

○家田委員長

よろしいですか。それでは、これは継続でよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○家田委員長

ありがとうございます。それでは、続けて沖ノ鳥島、これについて御質問や御意見ありましたら。

○大野委員

この事業は、ぜひ進めていただきたい事業だと思います。ここにも書かれているように、日本の排他的経済水域 42 万 km² を守るという意味で、非常に重要なものだと思います。質問は、この活動拠点整備事業の次は何ですかということですが、おそらく北小島と東小島をいかに守るのかということになってくると思います。ここで今保全されている島というのは、満潮のときに頭が数十 cm ほど出ているだけです。温暖化がこのまま進むと、この辺のことについては横木先生がお詳しいと思いますが、21 世紀末には海面上昇で沈む恐れがあるわけですね。ですから、この北小島と東小島をいかに守るのか、この周辺のサンゴ礁をうまく育成するのか、あるいはほかのことをやるのか、この拠点整備の次は何をお考えになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

○横木委員

今、大野先生が言われたとおり、懸念としては陸地のほうに懸念があると思うんです。この後の事業になるのかもしれませんが、この栈橋という拠点と、礁原の上の活動拠点と

というのが、多分同時並行的に整備していかないと、この国土保全に資していかないんじゃないかと思うんです。以前、打ち合わせのときにちょっとお伺いしたかもしれませんがけれども、栈橋の整備だけが目的じゃなくて、やっぱり全体として整備しなきゃいけないということで、ただそれはちょっと違う部局の仕事ということだと思うんですが、それも同時にやっぱり一つ一つの事業として説明されるだけじゃなくて、やはり両方協力して説明していただいたほうが納得しやすいんじゃないかというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いたします。

○家田委員長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。
では、以上2件お答えいただきましょう。

○事務局

今の御質問の点についてお答えいたします。基本的に沖ノ鳥島はこのリーフ内でのサンゴの増殖技術みたいなものについては、今現在は文科省を中心としてのチームで取り組みを始めているところでございます。ただ、いかんせん場所が場所なだけに、なかなかやっぱりその増殖技術のいろんな実験をするにも、機材を運ぶとかというのが難しいというふうな状況になっておりますので、今回のこういう施設を有効活用していただいて、そういう技術に必要な機材の搬入だとかいうのを進められればなというふうに考えております。その背後の連携とのやり方については、一つは海洋基本計画というところだとか、あとは低潮線保全基本計画というところで大枠は決まっているところでございます。なので、詳細については今後、各省庁と協議をしながら、具体的にこの栈橋から背後にどうやってアクセスするかということを含めて、そこは調整を今後進めていきたいというふうに考えております。

○家田委員長

はい、ありがとうございます。よろしいですか。それでは、この沖ノ鳥島、20 ページの対応方針ですが、「継続」ということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○家田委員長

ありがとうございます。蛇足ですけども、中断したのは事故によるものであって、そこでは人命が失われているような大変深刻な事態ですので、くれぐれも安全に留意してやっていただくというのもし添えたいと思います。よろしくお願いします。

■事後評価案件 事後評価対応方針（案）の審議

- ・東京国際空港再拡張整備事業

（上記について、事務局から資料7-2-①により説明）

- ・横浜港本牧地区国際海上コンテナターミナル整備事業（改良）

- ・横浜港本牧地区国際海上コンテナターミナル改良事業

（上記について、事務局から資料6-3-①により説明）

○家田委員長

ありがとうございました。短時間の御説明、御苦労さまでございました。

それでは、今の3件について御意見をいただきたいと思います。いずれこれもアーカイブのその次のやつか、そのまた次か何かに入ってくるんでしょうから、皆さんのリクエストをしておけば、もうちょっとこの辺の資料を整えてという格好になろうかと思しますので、どうぞ御遠慮なく御発言いただきたいと思います。きょうお答えになれるかどうかはわかりませんが、いずれそういうところに入っていく予定です。

それでは、いかがでしょうか。横木さん、どちらの件でも結構です。

○横木委員

はい。東京国際空港再拡張整備事業についてお尋ねします。滑走路の整備で飛行機の発着枠が増えて発着便数が増えたということですので、それはそれでよかったと思うのですが、事業費の中で、多くの飛行機が増えたことによって管制の機械であるとか、あるいはマンパワーであるとか、そういうものが増えたんじゃないかと思うんですけども、そのような管制の事業あるいはハード・ソフトをあわせての費用というのはどのくらいのものだったのかとか、それが見込みと比べてどうなったのかというのがもしわかれば教えてください。

○家田委員長

ありがとうございます。ほかにいかがですか。どっちの案件でも結構ですよ。

それでは、私からも。羽田のほうですけど、工期が6年とか、そんなオーダーですかね。これは、6年という、ほかの長々とやっている事業に比べると比較的短くやったなという感じがするのね、工事規模からすると。漁業補償の関係で1年延びちゃったけど、これは相手のあることだからしょうがないとして、どうなんですか、海の工事をやっているプロたちからすると、この6年というのは相当頑張ったものなのか、標準的なのか。コストダウンは書いてあるんだけど、工期のところはあまり書いてなかったんで、ちょっとその辺の状況を御説明いただけたらと思います。ほかにはよろしいですか。

それでは、以上2件お願いします。

○事務局

まず、最初の管制に関する事業費についてお話ししますと、マンパワーについては事業費の中に含まれていません。ただ、新しい管制塔、あるいはそれに伴うさまざまな機器の整備につきましては含まれており、管制塔だけですと約50億、それ以外の機器も含めると約160億ぐらいだと思います。

現地での工期は、非常に、自画自賛ではありませんが、素晴らしいものだったと思っています。契約工期は5年半ということでしたけれども、設計・施工一括契約でしたので、最初の2年間は設計ですとか、あるいは施工計画、これらを官民一体となって非常に綿密につくり上げました。現地ではいろいろな制約がありますので、その中でこういった資機材を使うのか、どう時間を活用するのかということで、現地では3年半、その前に2年かけて発注者・受注者が協力してマネジメントを発揮したということです。現地では、365日24時間施工で3年半ですから、通常の工事の作業時間で実施すると、それだけで倍以上かかりますし、さまざまな制約の中で、普通であればもっと長くかかったと思います。自然条件では、台風の直撃といった大きな自然災害はありませんでしたので、その点では非常に恵まれた期間だったと思います。

○家田委員長

ありがとうございます。やっぱり公共事業という、ややゆっくりやってるねという感

触を国民的にも持たれているところがあるので、こういう非常に迅速施工なんていうのはいい事例だし、それから、最近の例で言うと、常磐道もあれ随分早くやりましたよね。そういうのをぜひよく知っていただけるような資料をちょっとつけ加えていただけるといいと思いますけどね。ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

それでは、以上3件の事後評価、お認めいただいたと、御苦労さまでしたということにしたいと思います。ありがとうございます。報告事項、審議事項、以上ということだと思います。

それでは、私の司会を事務局にお返しいたします。